

職場の労働問題でお困りの方へ

～愛媛県内の労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

～まずは相談したい方～

愛媛県
(中小企業労働相談所)
(P1)

愛媛労働局
(職業安定部)
(P4)

愛媛県社会保険
労務士会
(P7)

愛媛労働局
(雇用環境・均等室
労働問題)
(P2)

愛媛県労働委員会
(P5)

日本司法支援センター
愛媛地方事務所
(法テラス愛媛)
(P8)

愛媛労働局
(雇用環境・均等室
雇用均等問題)
(P3)

日本産業カウンセラー
協会本部協会内
(P6)

愛媛県司法書士会
(P9)

～紛争解決制度を利用したい方～

愛媛労働局
(雇用環境・均等室
労働問題)
(P2)

愛媛労働局
(職業安定部)
(P4)

日本産業カウンセラー
協会本部協会内
(P6)

愛媛労働局
(雇用環境・均等室
雇用均等問題)
(P3)

愛媛県労働委員会
(P5)

愛媛県社会保険
労務士会
(P7)

～裁判、労働審判等を利用したい方～

松山地方裁判所
(P10)

各地の簡易裁判所
(P10)

日本司法支援センター
愛媛地方事務所
(法テラス愛媛)
(P8)

愛媛県司法書士会
(P9)

| | 問い合わせ先 | 利用できる制度 | 制度概要等 |
|----------------------------|---|-----------|--|
| 愛媛県 （中小企業労働相談所） | <p>【西条】 〒793-0042 西条市喜多川 796-1 東予地方局内 0897-56-1300 (内線 462)</p> <p>【今治】 〒794-8502 今治市旭町 1-4-9 今治支局内 0898-23-2500 (内線 318) 0898-22-8598 (直通)</p> <p>【松山】 〒790-8502 松山市北持田町 132 中予地方局内 089-909-8760 (直通)</p> <p>【宇和島】 〒798-8511 宇和島市天神町 7-1 南予地方局内 0895-28-6146 (直通)</p> <p>【八幡浜】 〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37 八幡浜支局内 0894-22-4111 (内線 234)</p> <p>【特長】 労働者及び使用者双方からの相談に無料で対応します。 必要に応じ、他の専門機関(労働委員会、労働局等)への紹介も対応します</p> | 相談 | <p>【制度概要】 愛媛県の中小企業労働相談所は、中小企業の労使関係の安定化等を目的に、中小企業の労働者及び使用者からの労働問題全般(※)についての相談に応じ、関係機関への紹介等も行っています。 各地方局及び地方局支局において、職員が相談を受けるほか、中予地方局の松山中小企業労働相談所では、毎月2回(原則、第一・第三金曜日の10:00~15:00)社会保険労務士による相談も実施しています。</p> <p>(※)相談内容は、賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、多岐にわたります。</p> <hr/> <p>【費用】 無料(予約不要)。</p> <hr/> <p>【相談方法】 電話又は面談(秘密厳守)。</p> <hr/> <p>【相談日時】 職員による相談 月曜~金曜日 8:30~17:15(予約不要) ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。 社会保険労務士による相談 月2回(原則、第一・第三金曜日) 10:00~15:00(予約不要) 詳細は「松山中小企業労働相談所 社労士」で検索してください。</p> |

| | 問い合わせ先 | 利用できる制度 | 制度概要等 |
|-----------------------------|--|-----------------------|--|
| 愛媛労働局 (雇用環境・均等室 労働問題) | <p>【愛媛労働局総合労働相談コーナー】 〒790-8538 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎 愛媛労働局雇用環境・均等室内 089-935-5208</p> <p>【松山総合労働相談コーナー】 〒791-8523 松山市六軒家町3-27 松山労働総合庁舎4F 松山労働基準監督署内 089-927-5150</p> <p>【新居浜総合労働相談コーナー】 〒792-0025 新居浜市一宮町1-5-3 新居浜労働基準監督署内 0897-37-0151</p> | 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談 | <p>【制度概要】 解雇、雇止め、賃金引下げ、均等待遇等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせ、セクハラ、マタハラなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【相談方法】 電話又は面談。予約不要。</p> <p>【相談日時】 ●愛媛労働局総合労働相談コーナー 月曜～金曜 9:00～17:00 ●愛媛労働局各監督署内総合労働相談コーナー 月曜～金曜 9:00～17:00 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。 ※相談員が不在または他の相談対応中の場合、相談日時を変更していただくことがあります。</p> |
| | <p>【今治総合労働相談コーナー】 〒794-0042 今治市旭町1-3-1 今治労働基準監督署内 0898-32-4560</p> | 愛媛労働局長による助言・指導 | <p>【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、愛媛労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。</p> <p>【費用】 無料。</p> |
| | <p>【八幡浜総合労働相談コーナー】 〒796-0031 八幡浜市江戸岡1-1-10 八幡浜労働基準監督署内 0894-22-1750</p> <p>【宇和島総合労働相談コーナー】 〒798-0036 宇和島市天神町4-40 宇和島地方合同庁舎3F 宇和島労働基準監督署内 0895-22-4655</p> <p>【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決援助サービス！</p> | 愛媛紛争調整委員会によるあっせん | <p>【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、愛媛労働局長から委任を受けた愛媛紛争調整員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。 長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。 紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力を持ちます。 非公開のためプライバシーは保護され、あっせんを申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。</p> <p>【費用】 無料。</p> |

| | 問い合わせ先 | 利用できる制度 | 制度概要等 |
|---|---|-----------|--|
| 愛媛労働局 （雇用環境・均等室 雇用均等問題） | 〒790-8538 松山市若草町 4 番地 3 松山若 草合同庁舎愛媛 労働局・雇用環境 均等室内 電話 089-935-5224 【特長】 簡易・迅速・無 料・秘密厳守の紛 争解決援助サー ビス！ | 相談 | 【制度概要】 職場における性別による差別的取扱い、妊 娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益 取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・ 介護休業、パートタイム労働者の均等・均衡 待遇等男女雇用機会均等法、育児・介護休業 法及びパートタイム労働法に関するご相談 を受け付けております。 |
| | | | 【費用】 無料。 |
| | | | 【相談方法】 電話又は面談。予約不要。 |
| 【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付け ていません。 | | | |
| 愛媛労働局長に よる紛争解決の 援助 | 【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いな ど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、 パートタイム労働法に関わる民事上の個別 労働紛争について、愛媛労働局長が、当事者 双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつ つ、問題解決に必要な具体策を提示（助言・ 指導・勧告）することにより、解決を図る制 度です。 | | |
| | 【費用】 無料。 | | |
| 調停 | 【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いな ど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、 パートタイム労働法に関わる民事上の個別 労働紛争に関して、愛媛労働局長から委任を 受けた愛媛紛争調整委員会（弁護士、大学教 授、社会保険労務士等の委員で構成）から選 任された調停委員が、紛争解決に向けて調停 を実施します。なお、相手方が不参加の意思 表示を行った場合、解決の見込み及び合意が 図られない場合、同手続きは、打ち切り終了 となります。 紛争当事者間で調停案に合意した場合には、 合意された内容は、民法上の和解契約の 効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、調 停を申請したことを理由に事業主が不利益 な取扱いをすることが禁止されています。 | | |
| | 【費用】 無料。 | | |

| | 問い合わせ先 | 利用できる制度 | 制度概要等 |
|--------------------------|--|------------------------------------|---|
| 愛媛労働局 (職業安定部) | 【愛媛労働局 職業安定部】 〒790-8538 松山市若草町 4 番地 3 松山若 草合同庁舎 5F 電話 089-941-2940 F A X 089-941-5200 | 愛媛労働局長に よる助言・指 導・勧告 | <p>【制度概要】 障害者である労働者と事業主の間でおこった紛争について、客観的な立場から、当事者双方の意見を伺い、双方の意見を尊重しつつ、法律の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を愛媛労働局長が提示（助言・指導・勧告）することにより、紛争解決を援助する制度です。</p> <p>援助の対象となるのは、下記に関する障害者である労働者と事業主の間の紛争です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の事項に関する障害者であることを理由とする差別的取扱い 賃金、募集・採用、配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職勧奨、定年、解雇・労働契約の更新 ・障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための合理的配慮の提供内容 <p>【費用】 無料。</p> <p>【相談方法】 電話又は面談。</p> <p>【相談日時】 月曜～金曜 8：30～17：15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。</p> |
| | | 障害者雇用調停 会議による調停 | <p>【制度概要】 障害者である労働者と事業主の間でおこった紛争に関して、愛媛労働局長から委任を受けた愛媛紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）の中に設置された障害者雇用調停会議において、当事者である障害者と事業主双方から事情を伺い、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することにより紛争の解決を図る制度です。</p> <p>【費用】 無料。</p> |

| | 問い合わせ先 | 利用できる制度 | 制度概要等 |
|---|--|-----------|---|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">愛媛県労働委員会</p> | <p>【愛媛県労働委員会事務局】 松山市一番町 四丁目4-2 089-912-2996 roudoui@pref.ehime.jp</p> | <p>相談</p> | <p>【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について随時相談を受け付けています。</p> <hr/> <p>【費用】 無料。</p> <hr/> <p>【相談方法】 面談・電話 (電子メール可)</p> <hr/> <p>【相談日時】 職員による相談 月曜～金曜日 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。</p> <p>委員による専門相談 月1回(原則、第4金曜日) 14:30～17:00(事前予約制)</p> |
| | <p>【特長】 公(公益委員)・労(労働者委員)・使(使用者委員)の三者構成を活かした解決援助サービス！</p> | | <p>個別的労使 紛争あっせん</p> |

| | 問い合わせ先 | 利用できる制度 | 制度概要等 |
|---------------------------|--|--|---|
| 日本産業力カウンセラー協会本部協会内 | 【日本産業力 カウンセラー協 会ADRセン ター】 03-3438-4568 | 無料相談 (事前相談) | 【サービス概要】 解雇、労働条件の引き下げ、退職勧奨、 職場でのいじめ・嫌がらせ等の個別労働関係 紛争全般の相談を受け付けます。 |
| | | | 【費用】 無料。(事前相談) |
| | | | 【利用方法】 電話又は面談。 |
| | 【特長】 わが国で初め ての、唯一の 「対話促進型 ADR」！ | 調停 | 【相談日時】 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時ま で。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23 年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12 月29日から1月3日までの日）は業務を行わな い。 |
| | 【サービス概要】 個別労働関係紛争について、産業カウンセ ラーの有資格者で且つこれらの紛争解決の 専門的知識、能力をもった調停者が、裁判（訴 訟）によらない当事者同士での話し合いによ る解決（対話促進型調停）のお手伝いをいた します。 弁護士は同席せず、経験豊富なカウンセラ ーが、紛争当事者の間に入って、双方の気持、 言い分をしっかりと聴きし、相互理解を深 め合い、問題を解決する方法を探ります。 | | |
| | | 【費用】 有料。 調停申立時の費用は、27,000円（ただし、 1回目の調停費用を含んだ金額です。） | |

| | 問い合わせ先 | 利用できる制度 | 制度概要等 |
|-------------|--|-------------------|--|
| 愛媛県社会保険労務士会 | <p>【総合労働相談所】 松山市萱町4丁目6-3 089-907-4868</p> | 総合労働相談 | <p>【サービス内容】 解雇、賃金、セクハラ、パワハラなど労働に関するさまざまなトラブル、各種社会保険、年金等、労務管理の専門家である社労士が無料相談に応じます。</p> <hr/> <p>【費用】 無料。</p> <hr/> <p>【利用方法・相談時間】 ●電話相談 月曜日～金曜日 16:00～19:00 ●面談相談 17:00 までで要予約</p> |
| | <p>【社労士会労働紛争解決センター愛媛】 松山市萱町4丁目6-3 089-907-4864</p> | 労働紛争解決センターによるあっせん | <p>【制度概要】 当センターは法務大臣の認証を受け、様々な職場のトラブルや労使紛争を「あっせん」という手続により、簡易、迅速、公平、無料(平成30年3月31日まで)にて解決を図る機関です。 「あっせん」とは、労働問題の専門家である「あっせん委員」が、経営者と労働者の皆様にそれぞれの意見を別々に伺ったうえで、適切な和解案を提案するなどしてその後の円満な労使関係を回復するための手続きです。</p> <hr/> <p>【申立費用】 有料。1万円(ただし、平成30年3月31日まで無料) 【あっせん実施日時】 水曜日・木曜日の10:00～20:00 または第一土曜日の10:00～17:00</p> |

| | 問い合わせ先 | 利用できる制度 | 制度概要等 |
|-----------------------------------|--|---------------|--|
| 日本司法支援センター 愛媛地方事務所 （法テラス愛媛） | 【法テラス愛媛】 〒790-0001 松山市一番町4丁目1番11号共栄興産一番町ビル4階 050-3383-5580 【サポートダイヤル】 0570-078374 【特長】 労働問題等の様々な法律トラブルに対応！ | 情報提供 | 【サービス内容】 利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあり、どのような解決方法があるのか分からない、どこに誰に相談していいのか分からないという方々に、解決のための道案内をいたします。 【費用】 無料（通話料は利用者負担）。 【利用方法】 電話又は来所。 【受付日時】 ●法テラス愛媛 月曜～金曜 9:00～17:00 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。 ●サポートダイヤル 月曜～金曜 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 ※日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。 【注意点】 情報提供業務では、個別法律相談や法的判断は行っていません。 地方事務所においては消費生活専門相談員資格者など窓口対応専門職員又は一般職員による対応、サポートダイヤルにおいてはオペレーターによる対応となります。 |
| | | 民事法律扶助 | 【サービス内容】 経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、民事法律扶助により、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行います。 【費用】 法律相談は無料 弁護士費用等の立替えについては分割での返済が必要になります。 【利用方法】 来所による面談（要予約） 電話での法律相談は行っていません。 【注意点】 <u>収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。要件確認の結果、該当しなかった場合は、他の機関を紹介することがあります。</u> 弁護士費用等の立替えについては、勝訴の見込みがないとはいえないこと、民事法律扶助の趣旨に適することという条件を満たす必要があります。 行政のあっせんで不調に終わった方で、弁護士等を活用して裁判や労働審判等の司法手続が行われる場合、利用できます。 |

| 問い合わせ先 | 利用できる制度 | 制度概要等 |
|--|---|---|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">愛媛県司法書士会</p> <p>愛媛県司法書士会 総合相談センター</p> <p>【専用電話番号】 089-941-1263</p> <p>〒790-0062 松山市南江戸1丁目4番14号 事務局 電話 089-941-8065 FAX 089-945-1914</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 無料法律相談 ・ 司法書士の紹介 | <p>【サービス概要】 給料不払いや解雇などの労働トラブルに関して、司法書士が相談に応じます。また、司法書士のご紹介も致します。</p> <p>【相談例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金、残業代を払ってもらえません。 ・ 職場でのいじめやパワハラで悩んでいる。 ・ 労働条件を一方向的に切り下げられた。 ・ いきなり解雇、雇止め、派遣切りされて、今後の生活が不安です。 <p>【相談費用】 相談や司法書士紹介は無料。</p> <p>【利用方法】 電話による事前予約をお願いします。</p> <p>【相談会場】 松山市南江戸1丁目4番14号 愛媛県司法書士会合同会館</p> <p>【日時】 毎月第2水曜日 13:00～19:00 毎月第3土曜日 13:00～16:00</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>司法書士業務の紹介</p> </div> <p>労働トラブル以外にも、相続問題や遺言書に関する相談、成年後見に関する相談、不動産の登記や会社の登記に関する相談、借金問題や悪質商法等の消費者トラブル問題など、幅広い相談を受け付けています。</p> <p>また、司法書士は、簡易裁判所、地方裁判所に提出する訴状や労働審判申立書等の裁判書類作成業務を通じて依頼者をサポートします。</p> <p>なお、簡裁訴訟代理の法務大臣の認定を受けた司法書士は、訴額140万円の範囲内で訴訟代理人及び裁判外代理人となって、相手方に未払賃金、残業代等の請求をすることができます。</p> <p>・ 詳細は、下記ホームページを参照下さい。 http://www.shiho-shoshi-ehime.or.jp/</p> |

| | 問い合わせ先 | 利用できる制度 |
|----------------------|--|--|
| 裁 判 所 | <p>松山地方裁判所 松山簡易裁判所 〒790-8539 松山市一番町 3-3-8 089-903-4585(松山地裁) 089-903-4373(松山簡裁)</p> <p>松山地裁大洲支部 大洲簡易裁判所 〒795-0012 大洲市大洲 845 0893-24-2038</p> <p>松山地裁西条支部 西条簡易裁判所 〒793-0023 西条市明屋敷 165 0897-56-0672(西条支部) 0897-56-0749(西条簡裁)</p> <p>松山地裁今治支部 今治簡易裁判所 〒794-8508 今治市常盤町 4-5-3 0898-23-0010</p> <p>松山地裁宇和島支部 宇和島簡易裁判所 〒798-0033 宇和島市鶴島町 8-16 0895-22-1133</p> <p>八幡浜簡易裁判所 〒796-0088 八幡浜市 1550-6 0894-22-0176</p> <p>新居浜簡易裁判所 〒792-0023 新居浜市繁本町 2-1 0897-32-2743</p> <p>四国中央簡易裁判所 〒799-0405 四国中央市三島中央 5-4-28 0896-23-2335</p> <p>愛南簡易裁判所 〒798-4131 南宇和郡愛南町城辺甲 3827 0895-72-0044</p> | <p>【各手続の概要】</p> <p>● 民事調停手続（各簡易裁判所） 調停主任（裁判官又は調停官）と一般国民から選ばれた調停委員2名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る手続です。 双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされませんので、自分1人でも手続を行うことができます。</p> <p>● 少額訴訟手続（各簡易裁判所） 原則として1回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができます。 事前に証拠等を準備する必要がありますが、複雑困難ではない事案の解決に有用な手続ですので、自分1人でも手続を行うことができます。</p> <p>● 労働審判手続（松山地方裁判所本庁） 労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員2名が労働審判委員会を構成し、原則として3回以内の期日で、話し合いによる解決を試みながら、最終的に審判を行う手続です。 事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、利用にあたっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。</p> <p>● 民事訴訟手続（各簡易裁判所・松山地方裁判所本庁・各支部） 裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。請求する金額が140万円以下の場合は簡易裁判所、140万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。 厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は証拠の提出と主張を的確に行う必要があります。利用にあたっては、弁護士等に依頼することが望ましいでしょう。</p> |
| | <p>【費用】 上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。手数料の金額は、手続の種別や請求する金額によって異なります。</p> | |
| | <p>【ご注意】 裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡ししたりできます。なお、労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っておりません。 上記手続以外にも、仮処分手続や支払督促手続等があります。</p> | |